

名取市医療的ケア児者支援ガイド



目次

1、お子さんの成長に合わせた支援……P1～2

医療

福祉サービス

保育・教育……P2

相談窓口

小慢さぼーとせんたー

宮城県難病相談支援センター

宮城県成人移行支援センター

2、障害者手帳……P3

身体障害者手帳

療育手帳

精神障害者保健福祉手帳

3、医療費助成……P4～7

子ども医療費助成

母子・父子医療費助成

自立支援医療(精神通院)

自立支援医療(育成医療)

自立支援医療(更生医療)

障害者医療費助成

未熟児養育医療

小児慢性特定疾病医療費助成

難病医療費助成制度

指定難病等通院介護費用交付事

4、手当・年金……P8～9

児童手当

児童扶養手当

特別児童扶養手当

障害児福祉手当

特別障害者手当

障害基礎年金

心身障害者扶養共催制度

5、補装具・日常生活用具……P10～11

補装具費支給制度

名取市身体障害者等日常生活用具給付等事業

名取市身体障害者住宅改造補助金

名取市難聴児補聴器購入助成事業

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

6、名取市医療的ケア児支援事業……P11

7、宮城県事業……P12

在宅呼吸器使用患者支援事業

在宅レスパイト事業

8、名取市避難行動要支援者支援制度……P13

1、お子さんの成長に合わせた支援

	0 歳～3 歳	4 歳～6 歳	小学生 7～12 歳	中学生 13～15 歳	高校生	18 歳～	20 歳～
医療							
	訪問診療						
	訪問看護						
	訪問リハビリ						
福祉サービス ※詳細については 名取市障害福祉 サービス・障害 児通所支援サー ビス利用の手引 き参照（ページ 記載） 	障害児相談支援（手引き P5）					計画相談支援（手引き P5）	
	児童発達支援（手引き P13）		放課後等デイサービス（手引き P13）			生活介護（手引き P8）	
	医療型児童発達支援（手引き P13）					就労移行支援・就労定着支援	
	居宅訪問型児童発達支援（手引き P14）					就労選択支援	
	保育所等訪問支援（手引き P14）					就労継続支援 A 型（手引き P10）	
						就労継続支援 B 型（手引き P10）	
						重度訪問介護（手引き P6）	
	居宅介護（ホームヘルパー）（手引き P6）・重度障害者等包括支援（手引き P8）						
	同行援護・行動援護（手引き P7）						
	短期入所（ショートステイ）（手引き P8）						
	地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援・訪問入浴サービス・意思疎通支援等・地域活動支援センター）（手引き P15）						

	0 歳～3 歳	4 歳～6 歳	小学生 7～12 歳	中学生 13～15 歳	高校生	18 歳～	20 歳～
保育・教育	認可保育施設		小・中・義務教育学校		高等学校	大学・専門学校等	
		幼稚園					
		特別支援学校（幼稚園部・小学部・中学部・高等部）					
相談窓口	●保育施設の入所に関する相談 こども支援課保育係・子育て支援係 022-724-7181、 022-724-7118 ●入園に関する相談 各幼稚園 ●発達、発育に関する相談 名取市保健センター 022-382-2456		●各在学小・中・義務教育学校 ●名取市小学校・中学校就学相談： 名取市学校教育課 022-724-7172		●各在籍高等学校	●各在籍大学・専門学校等	
	社会福祉課 社会福祉課 障がい者支援係 022-724-7185 社会福祉課 障がい者手帳係 022-724-7107						

●小慢さぽーとせんたー

宮城県から委託を受け、小児慢性特定疾病をお持ちの方やそのご家族等からの療育上、日常生活上での悩みや不安が軽減されるよう、相談・支援をおこなっている機関。医療費のこと、就園・就学のこと、医療的ケア児の支援に役立ちそうなウェブサイト・冊子掲載 問い合わせ先： 022-723-6008
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/shou-center.html>



●宮城県難病相談支援センター

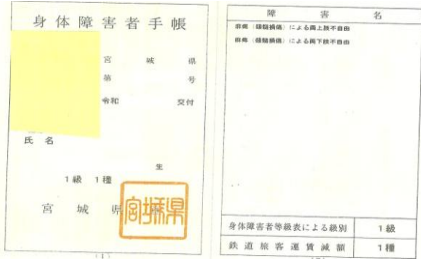
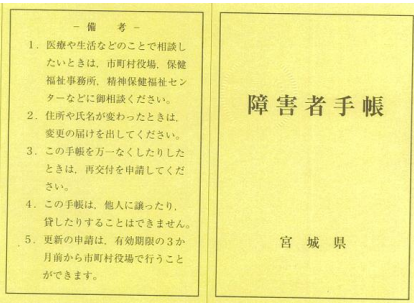
難病相談支援員又は患者会の相談員が難病に関する医療、福祉、介護等についてのご相談に無料で応じています。面接やメールでの相談にも応じます。
 問い合わせ先：022-212-3351 月曜日～金曜日 午前10時～午後5時まで 毎月第2日曜日と第3土曜日午前11時～午後4時まで

●宮城県成人移行支援センター

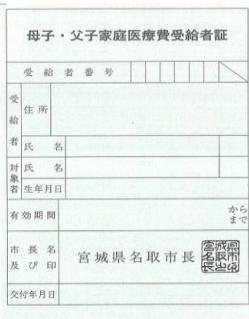
小児期から成人期への移行期にある慢性疾患をお持ちの方とそのご家族、医療従事者、支援者等から成人移行に関する様々な相談をお受けしています。
 WEBフォーム又はお電話で受け付けています。問い合わせ先：050-1721-3186 月曜日・水曜日・金曜日(※祝日・年末年始を除く)午後1時～午後4時まで
 患者さん・ご家族の方 https://www.miyagi-children.or.jp/form/transition_patient/
 医療機関の方 https://www.miyagi-children.or.jp/form/transition_medical/

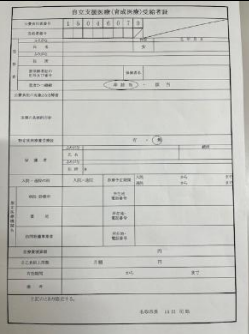
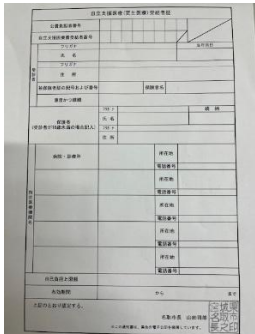


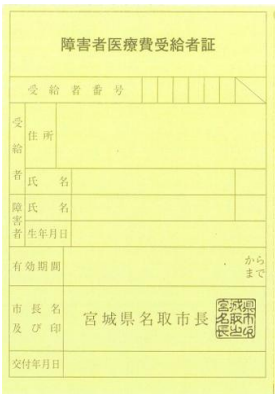
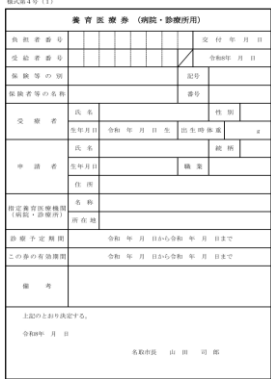
2、障害者手帳 ～心身に障がいのある方は手帳の交付を受け、福祉サービスが活用できます

種類	対象者	区分	問い合わせ
身体障害者手帳 	視覚・聴覚・平衡機能・音声・言語・そ ゃく機能・肢体不自由(上肢・下肢・体幹 等)内部機能(心臓・腎臓・呼吸器・ぼう こう・直腸・小腸・免疫機能・肝臓等)に 永続的な障がい認められる方	障がいの程度により1級～6級	社会福祉課 障がい者手帳係 022-724-7107
療育手帳 	知的に障がいがあると判定された方 18歳未満の方は児童相談所で判定 18歳以上の方はリハビリテーション支 援センターで判定	障がいの程度により A(最重度・重度) B(中度・軽度)	社会福祉課 障がい者手帳係 022-724-7107
精神障害者保健福祉手帳 	精神疾患を有する方のうち、精神障が いのため長期にわたり、日常生活また は社会生活に制限のある方	障がいの程度により1級から3級	社会福祉課 障がい者手帳係 022-724-7107

3、医療費助成～特定の疾病や対象者に対して、国や自治体が医療費の自己負担分の一部または全部を補助する制度です

名称		対象・内容	0 歳	1 歳	小学校	中学校	高校	18 歳	20 歳以上	問い合わせ
子ども医療費助成		0 才から 18 才までの児童が医療機関を受診する際に、健康保険が適用された医療費の自己負担分を助成する制度です ※所得制限なし								こども支援課 家庭児童係 022-724-7119
母子・父子家庭医療費助成		母子家庭の母と子・父子家庭の父と子もしくは父母のいない子を対象とした助成制度です。 健康保険が適用された医療費の自己負担分の一部助成(通院1医療機関あたり月額 1000 円入院 1 医療機関あたり月額 2000 円を差し引いた額)します。※所得制限あり								こども支援課 家庭児童係 022-724-7119

名称		対象・内容	0 歳	1 歳	小学校	中学校	高校	18 歳	20 歳以上	問い合わせ
自立支援医療(精神通院)		精神に関する病気の指定医療機関で治療した通院の医療費の一部助成する制度です※原則一割負担(所得に応じた負担上限額あり)								社会福祉課 障がい者手帳係 022-724-7107
自立支援医療(育成医療)		身体に障害のある 18 歳未満の児童で、日常生活能力等の回復又は障害の軽減、除去を目的とする医療で、市の判断により医療が必要とする方を対象に医療費の助成する制度です。								社会福祉課 障がい者手帳係 022-724-7107
自立支援医療(更生医療)		身体に障害のある 18 歳以上の障害者で、障害の軽減・除去を目的とする医療です。指定医療機関で治療した医療費の一部を助成。原則 1 割負担(所得に応じた負担・限度額あり)								社会福祉課 障がい者手帳係 022-724-7107

名称		対象・内容	0歳	1歳	小学校	中学校	高校	18歳	20歳以上	問い合わせ
障害者医療費助成(黄色のカード受給者証)		○特別児童扶養手当1級対象者 ○身体障害者手帳1・2級、および3級で内部疾患の方 ○療育手帳 A の交付を受けている方、及び療育手帳B交付を受けている方で職親に委託されている方 ○精神障害者保健福祉手帳1級の方 ○こども医療費助成制度優先(併給不可・所得制限あり)								社会福祉課 障がい者手帳係 022-724-7107
未熟児養育医療		お子様が未熟児で生まれた方(1歳の誕生日前まで)のうち、指定養育医療機関の医師が入院治療の必要性を認めた場合、医療費を市が公費で負担(申請者の所得に応じて一部負担金あり)								保健センター 母子保健係 022-382-2456

名称		対象・内容	0 歳	1 歳	小学校	中学校	高校	18 歳	20 歳以上	問い合わせ
小児慢性特定疾病医療費助成		慢性疾病にかかっている 18 歳未満（18 歳到達後も治療継続が必要な場合は 20 歳誕生日前日まで延長可）の医療費助成。								塩釜保健所 岩沼支所 疾 病 対 策 班 0223-23-1512
指定難病医療費助成制度		対象となる指定難病と診断され、症状や状態が国が定める基準を満たしている方への医療費助成。								塩釜保健所 岩沼支所 疾 病 対 策 班 0223-23-1512
指定難病等通院介護費用交付事業		指定難病・小児慢性特定疾病医療費助成・特定疾患治療研究事業に係る支給認定を受けている 20 歳未満の在宅患者で、通院に介護を必要とする状態の者に通院介護費用を交付。 ○対象者：次の要件のいずれか 1 つに該当する方 1. 身体障害者手帳 1, 2 級交付 2. 13 歳未満の方 3. 上記以外で通院に介護が必要と医師が認めた方 ○給付額：1,500 円/1 日（月 6,000 円を上限）								塩釜保健所 岩沼支所 疾 病 対 策 班 0223-23-1512

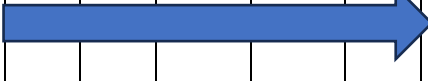
4、手当・年金

名称	対象・内容	0 歳	1 歳	小学校	中学校	高校	18 歳	20 歳以上	問い合わせ
児童手当	0～18 歳までの児童を養育している方 ※所得制限なし 第 1・2 子 3 歳未満月額 15,000 円 3 歳～18 歳 10,000 円 第 3 子以降 0 歳～18 歳 30,000 円								こども支援課 家庭児童係 022-724-7119
									
		18 歳到達後最初の 3 月 31 日まで							
児童扶養手当	0～18 歳(障害状態にある場合は 20 歳未満)までの児童を養育しているひとり親家庭等、もしくは父母に代わって養育している方 ※所得制限あり 全部支給児童 1 人月額 48,050 円 2 人目以降(加算額)11,350 円 一部支給児童 1 人月額 48,040 円～11,340 円 2 人目以降(加算額)11,340 円～5,680 円 (R8 年 7 月現在)								こども支援課 家庭児童係 022-724-7119
									
		18 歳到達後最初の 3 月 31 日まで障害者は 20 歳未満							
特別児童扶養手当	基準を満たす障害のある 20 歳未満の児童を養育している方 月額 1 級 58,450 円、2 級 38,930 円 ※所得制限あり (R8 年 7 月現在)								こども支援課 家庭児童係 022-724-7119
									

名称	対象・内容	0 歳	1 歳	小学校	中学校	高校	18 歳	20 歳以上	問い合わせ
障害児福祉手当	20 歳未満で重度の障害があり日常生活に常時の介護を必要とする在宅の方(おおむね身体障害者手帳 1 級、2 級、療育手帳 A、難病の方など) 月額 16,560 円 ※所得制限あり(R8 年 7 月現在)								社会福祉課 障がい者手帳係 022-724-7107
特別障害者手当	20 歳以上で、著しく重度の障がいの状態がある(障害年金 1 級の認定基準を複数満たす方など)ため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の方に手当を支給します。 月額 30,450 円 ※所得制限あり(R8 年 7 月現在)								社会福祉課 障がい者手帳係 022-724-7107
障害基礎年金	20 歳前に障害のある方は、20 歳になった時に申請できます。ただし請求にあたってはいくつかの要件を満たす必要があります。								保険年金課 年金係 022-724-7105
心身障害者扶養共済制度	心身障害者を扶養している保護者が一定の掛け金を納入することで、保護者が万が一死亡または重度障害者になった時、残された障害者に終身年金を支給する制度								社会福祉課 障がい者手帳係 022-724-7107

5、補装具・日常生活用具

名称	対象・内容	0歳	1歳	小学校	中学校	高校	18歳	20歳以上	問い合わせ
補装具費支給制度	身体に障害ある方及び難病患者等の方が、体の失われた部分や思うように動かすことができない障害の部分を補うため、補装具の購入や修理に要する費用を支給 ※購入前の申請が必要、補装具の種類、年齢によって必要な書類が異なるので事前に社会福祉課に相談。 義肢、装具、姿勢保持装置、車いす、視覚障害者安全杖、義眼、補聴器、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置								社会福祉課 障がい者手帳係 022-724-7107
名取市身体障害者等日常生活用具給付等事業	障害がある方（名取市身体障害者等日常生活用具等事業実施要綱別表第1に掲げる障害及び程度により給付種目あり） ※購入前に申請が必要 ※市のホームページ（名取市身体障害者等日常生活用具給付等事業補助金交付要綱）参照  酸素ボンベ運搬車、携帯用会話補助装置、紙おむつ等								社会福祉課 障がい者手帳係 022-724-7107

名称	対象・内容	0 歳	1 歳	小学校	中学校	高校	18 歳	20 歳以上	問い合わせ
名取市身体障害者住宅改造補助金	身体に障害のある方で、介護保険法の要介護・要支援者に該当しないと認められた人のうち、身体障害者手帳 1 級または 2 級に該当する方に、改造費の一部補助								社会福祉課 障がい者手帳係 022-724-7107
名取市難聴児補聴器購入助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度等の聴力に障がいがある 18 歳未満の児童を対象に、補聴器購入やイヤモールド交換に要する費用の一部助成（購入額・交換費用の 2/3 助成、基準限度額あり） ※購入前に申請								社会福祉課 障がい者手帳係 022-724-7107
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病医療費助成事業の対象児対象に購入の一部を給付。※障害者手帳による補装具費の支給制度及び日常生活用具の給付費制度対象とならない方が対象  名取市要綱参照 ※購入前に申請が必要 便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換機、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター、スチーム装具、人工鼻								小児慢性特定疾病医療費需給の方は 20 歳誕生日前日まで延長可 保健センター 母子保健係 022-382-2456

6、名取市医療的ケア児支援事業

看護職員が配置されていない児童発達支援事業所及び、放課後等デイサービス事業所において、連携している訪問看護事業所から派遣される看護職員の派遣を受け、必要な医療的ケアの提供が可能となる体制を整備する。

○利用回数：医療的ケア児一人当たり、1 日 4 回の利用上限

○問い合わせ先 社会福祉課 障がい者支援係 022-724-7185

7、宮城県事業

名称	対象・内容	0 歳	1 歳	小学校	中学校	高校	18 歳	20 歳以上	問い合わせ
在宅人工呼吸器 使用患者支援事 業	在宅で人工呼吸器を使用している指定難病及び、特定疾患の患者が、診療報酬で定められた回数を超えて訪問看護を利用する場合、その回数を超えた訪問間看護に要する費用を既定の範囲内で交付する。 ○原則として 1 日につき 4 回目以降の訪問看護 ○原則として 1 週間につき 5 回を限度 ○患者の病状から必要と認められる場合は年間 260 回の範囲内で 1 週間につき 5 回超える利用も可能								宮城県疾病・感染症対策課難病対策班 患者様からの問い合せ: 022-211-2465 患者様以外: 022-211-2636
在宅レスパイト 事業	在宅で常時人工呼吸器を使用している指定難病又は、特定疾患の患者が、介護者の病気治療や休息等の理由により、一時的に在宅で介護を受けるのが困難となり、かつ病状等の理由により移送が困難な場合その他一時入院が難しい場合に、患者宅に介護者に代わって看護又は介護する者を派遣するための費用を交付。 ○利用時間:原則 1 月当たり 4 時間以内(1 時間単位) ○利用回数:年間合計 48 時間まで複数回利用可能 ○特別の事由により在宅の療養体制が整わない時は、対応できる看護人がいる場合に限り、1 月当たり 4 時間以内の原則を超えて利用可能。								塩釜保健所岩沼支所 疾病対策班 0223-23-1512

※小児慢性特定疾病医療費助成など指定難病又は、特定疾病の医療費助成制度を利用されている方でも要件を満たす場合には、本事業を利用できることがあります。詳しくは塩釜保健所岩沼支所 疾病対策班へご相談ください。

8、名取市避難行動要支援者支援制度

名取市では、在宅者のうち下記のいずれかに該当する方を避難行動要支援者として、迅速な避難支援等につなげるため、避難行動要支援者名簿を作成しています。

- ・対象者は、①要介護認定3～5を受けている方
 - ②身体障害者手帳 1 級・2 級(総合等級)の第 1 種を所持する方(心臓、じん臓機能障害のみで該当する方は除く)
 - ③療育手帳 A を所持する方
 - ④精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級を所持する方
 - ⑤市の生活支援を受けている難病の方
 - ⑥市や町内会・自治会等が支援の必要性を認めた方(ひとりぐらし老人等緊急通報システム設置者等) です。
- ・氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難を必要とする理由を掲載します。
- ・名簿の提供に同意した方の情報は、避難支援等関係者(民生委員、町内会、自治会等、警察署、消防署、公民館、社会福祉協議会、地域包括支援センター)に情報提供し、年 2 回更新します。 ※市関係課で情報共有

個別避難計画の作成について

市のハザードマップにより災害時のリスクを検討し、優先度の高い方を見極め順に個別避難計画書の作成を進めています。

指定福祉避難所

増田公民館、増田西公民館、下増田公民館、名取が丘公民館、閑上公民館、館腰公民館、愛島公民館、相互台公民館の 8 箇所

※避難先として利用する場合は事前に個別避難計画にて当該避難所を避難先として登録する必要があります

○問い合わせ先: 名取市社会福祉課 福祉総務係 電話 022-724-7106